

1 木更津市 介護予防訪問介護相当サービス（みなし） サービスコード表
 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A1	1111	訪問型サービスⅠ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	38	1日につき
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	27	
A1	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	34	
A1	2115	訪問型サービスⅠ・日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,335	1月につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	1日につき
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ・日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	122	1日につき
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	85	
A1	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ・日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	77	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	167	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	270	1回につき
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	285	1回につき
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	180	
A1	1411	訪問型短時間サービス	訪問型サービス費 (みなし) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) 165単位 ※1月につき22回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	165	1回につき
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	116	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	149	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	104	
A1	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算	200単位加算		200	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算	100単位加算		100	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算			
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算			

2 木更津市 介護予防訪問介護相当サービス（独自） サービスコード表
 平成28年3月1日以降に介護予防訪問介護相当の指定を受けた「訪問型サービス事業者」が使用します。

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービスⅠ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,168	1月につき
A2	1113	訪問型サービスⅠ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	818	
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,051	
A2	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	38	1日につき
A2	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	27	
A2	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	34	
A2	2115	訪問型サービスⅠ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,335	1月につき
A2	1213	訪問型サービスⅡ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,635	
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,102	
A2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	1日につき
A2	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	54	
A2	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	69	
A2	2215	訪問型サービスⅡ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	3,704	1月につき
A2	1323	訪問型サービスⅢ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,593	
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	3,334	
A2	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	122	1日につき
A2	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	85	
A2	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	110	
A2	2325	訪問型サービスⅢ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A2	2411	訪問型サービスⅣ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	266	1回につき
A2	2413	訪問型サービスⅣ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	186	
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	239	
A2	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167	
A2	2511	訪問型サービスⅤ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	270	1回につき
A2	2513	訪問型サービスⅤ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	189	
A2	2514	訪問型サービスⅤ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	243	
A2	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170	
A2	2621	訪問型サービスⅥ	訪問型サービス費 (みなし)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	285	1回につき
A2	2623	訪問型サービスⅥ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	200	
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	257	
A2	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180	
A2	1411	訪問型短時間サービス	訪問型サービス費 (みなし) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) 165単位 ※1月につき22回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	165	1回につき
A2	1413	訪問型短時間サービス・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	116	
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	149	
A2	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算	200単位加算		200	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算	100単位加算		100	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算			
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算			

3 木更津市 介護予防通所介護相当サービス（みなし） サービスコード表
平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A5	1111	通所型サービス1	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A5	1112	通所型サービス1日割			54単位	54	1日につき	
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき	
A5	1122	通所型サービス2日割			111単位	111	1日につき	
A5	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389		
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2	通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150		
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A5	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的サービス 複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算		480
A5	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算		480
A5	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算		480
A5	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算		700
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120		
A5	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算		72
A5	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位加算		144
A5	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算		48
A5	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算		96
A5	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位加算		24
A5	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2				事業対象者・要支援2		48単位加算
A5	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の59/1000 加算			
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算			
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算			
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の90% 加算			
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A5	8001	通所型サービス1・定超	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A5	8002	通所型サービス1日割・定超			54単位		54	38	1日につき
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき	
A5	8012	通所型サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき	
A5	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき	
A5	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A5	9001	通所型サービス1・人欠	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位		54	38	1日につき
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき	
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき	
A5	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき	
A5	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272		

4 木更津市 介護予防通所介護相当サービス(独自) サービスコード表
平成28年3月1日以降に介護予防通所介護相当の指定を受けた「通所型サービス事業者」が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス1	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A6	1112	通所型サービス1日割			54単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき	
A6	1122	通所型サービス2日割			111単位	111	1日につき	
A6	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	
A6	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389		
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2	通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的サービス 複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算		480
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算		480
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算		480
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算		700
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算		72
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位加算		144
A6	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算		48
A6	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算		96
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位加算		24
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2				事業対象者・要支援2		48単位加算
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の59/1000 加算			
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の90% 加算			
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A6	8001	通所型サービス1・定超	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A6	8002	通所型サービス1日割・定超			54単位		54	38	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき	
A6	8012	通所型サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき	
A6	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき	
A6	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	

木更津市 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA		430単位	430
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA+初回加算	初回加算	430単位+300単位加算	730
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA+小規模多機能連携加算	介護予防小規模多機能型居宅介護連携加算	430単位+300単位加算	730
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA+初回加算+小規模多機能連携加算	初回加算+介護予防小規模多機能型居宅介護連携加算	430単位+600単位加算	1,030

1月につき